# 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の状況

#### ●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。安定的な収益の積み上げによる内部留保の増加に努めた結果、平成24年3月末における自己資本比率は27.22%となりました。

## ●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金による資本調達額79億円(前年度 79億円)後配出資金による資本調達額242億円(前年度 236億円)回転出資金による資本調達額10億円(前年度 11億円)永久劣後特約付借入金150億円(前年度 150億円)

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (1) 自己資本の構成

平成24年3月31日

十成と4年3月31日							
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末		
出資金	31,604	32,206	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	_	_		
うち後配出資金	23,618	24,221	負債性資本調達手段及び	_	_		
回 転 出 資 金	1,132	1,078	これに準ずるもの				
再 評 価 積 立 金	1	1	期限付劣後債務及びこれ	_	_		
資 本 準 備 金	_	_	に準ずるもの				
利 益 準 備 金	8,333	8,619					
電算対策積立金	1,300	1,300	非同時決済取引に係る控除額   及び信用リスク削減手法とし				
特別積立金	8,650	9,050	て用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る 控除額	_	_		
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	2,583	2,686	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー(ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。)及び信	45	32		
処 分 未 済 持 分	_	_	用補完機能を持つ I / Oストリップス(告示第223条を備				
その他有価証券の評価差損	_	_	用する場合を含む。)				
営業権相当額	_	_	控 除 項 目 不 算 入 額	_	_		
企業結合により計上される 無形固定資産相当額	_	_	控除項目 計(D)	45	32		
証券化取引により増加した 自己資本に相当する額	_	_	自己資本額(C一D)(E)	70,149	71,551		
基本的項目 計(A)	53,604	54,941	資産(オン・バランス)項目	247,853	255,367		
土地の再評価額と再評価の直			オフ・バランス取引等項目	589	858		
前の帳簿価額の差額の45%相当額	_	_	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	6,143	6,564		
一般貸倒引当金	321	322	リスク・アセット等計(F)	254,586	262,790		
相互援助積立金	1,627	1,917					
負債性資本調達手段等	15,000	15,000					
負債性資本調達手段	15,000	15,000					
期限付劣後債務	_	_					
補完的項目不算入額	△ 357	△ 597					
補完的項目 計(B)	16,591	16,642	Tier1 比率(A/F)	21.05%	20.90%		
自己資本総額(A + B)(C)	70,195	71,584	自己資本比率(E/F)	27.55%	27.22%		

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。 なお、当会は国内基準を採用しています。
  - 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
  - 3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示 (平成 20 年金融庁・農水省告示第 22 号)」に基づき 基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」(ハイフン)で記載しています。

# (2) 自己資本の充実度に関する事項

## 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		22 年度		23 年度			
信用リスク・アセット (標準的手法)	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	100,631	_	_	105,248	_	_	
我が国の地方公共団体向け	60,600	_	_	65,160	_	_	
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2	
我が国の政府関係機関向け	1,003	100	4	1,004	100	4	
地方三公社向け	2,861	_	_	1,050	_	_	
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	649,653	155,533	6,221	664,838	161,424	6,456	
法 人 等 向 け	68,891	38,142	1,525	71,547	40,586	1,623	
中小企業等向け及び 個人向け	64	43	1	61	43	1	
抵当権付住宅ローン	207	71	2	180	61	2	
不動産取得等事業向け	1,683	1,480	59	1,112	970	38	
三月以上延滞等	167	157	6	208	220	8	
信用保証協会等による 保証付	172	17	0	156	15	0	
出 資 等	50,578	50,578	2,023	49,926	49,926	1,997	
複数の資産を裏付とす る資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	54	323	12	222	616	24	
証 券 化	55	100	4	60	149	5	
上 記 以 外	2,915	1,843	73	3,252	2,058	82	
エクスポージャー別計	940,042	248,443	9,937	964,532	256,225	10,249	
オペレーショナル・ リスクに対する所要 自己資本の額		ナル・リスク で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	相当額を8%で	ナル・リスク で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
(基礎的手法)		6,143	245		6,564	262	
所要自己資本額		ト等(分母)計 3	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセッ	ト等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
		254,586	10,183		262,790	10,511	

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該
  - 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金 融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
  - 4.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者 に移転する性質を有する取引のことです。
  - 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・ 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
  - 6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
  - <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益 (正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 - 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## 2. 信用リスクに関する事項

#### ●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスク の適切な管理を行うことにより、リスク量に見合う収益の確保に努めています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル (市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行って おり、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容の報告及 び対応方針の検討を行っています。

また、当会における貸倒引当金の計上は、「資産の評価および償却・引当要領」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。ただし、 その合計額が税法基準により容認される限度額を下回るときは、税法基準 により算定した金額を繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びIV分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接 償却を行う。

※ 予想損失率:貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

#### ●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格特関							
株式会社格付投資情報センター(R&I)							
株式会社日本格付研究所(JCR)							
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)							
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)							
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)							

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

<sup>(</sup>注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

# (1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

												业:日万円)
					22 年度					23 年度		
			信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上延 滞 エ ク ス ポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上延 滞 エ ク ス ポージャー
	玉	内	918,629	90,053	221,441		167	943,700	90,377	229,628	Ī	120
	玉	外	21,358	_	21,358	_	_	20,771	_	20,771	_	_
	地垣	划残高計	939,987	90,053	242,800	_	167	964,471	90,377	250,399	_	120
		農業	184	184	_	_	_	178	178	_	_	_
		林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		水産業	_		_	_	_	_	_	_	_	_
		製造業	22,294	6,248	6,214	_	_	19,625	5,400	8,035	_	_
		鉱 業	_	ı	_	-	_	_	_	_	1	_
		建設・不動産業	8,880	8,278	602	-	62	9,418	8,302	1,116	ı	61
	法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	4,343	4,001	_	-	_	9,682	7,014	2,443	-	_
		運輸·通信業	8,909	6,302	701	_	_	9,676	6,609	2,464	_	-
		金融・保険業	712,896	38,381	139,027	_	-	725,076	36,784	136,994	_	-
		卸売・小売・飲 食・サービス業	21,829	19,647	1,127	-	-	21,901	19,595	1,203	_	-
		日本国政府 · 地方公共団体	144,034	4,991	86,825	_	_	153,405	4,880	90,341	_	-
		上記以外	12,155	50	8,300	_	104	10,944	40	7,800	-	58
	個	人	1,967	1,967	_	_	0	1,570	1,570	_	١	0
	その	D他	2,491	1	_	-	_	2,991	_	_	ı	_
	業種	<b>創入 記述 </b>	939,987	90,053	242,800	_	167	964,471	90,377	250,399	_	120
П	1 年	以下	536,058	11,868	25,870	_		560,338	15,315	29,468	_	
	1 年	F超 3 年以下	95,363	24,987	57,429	_		81,474	14,258	55,415	-	
	3年	F超 5 年以下	68,945	10,719	45,432	_		66,251	11,998	42,183	_	
	5年	F超 7 年以下	24,295	10,539	13,755			74,150	7,069	54,056	-	
	フ 年	F超 10 年以下	112,108	10,189	84,410			104,361	19,056	68,273	_	
	10	年超	37,543	21,641	15,901	_		23,599	22,597	1,001	_	
	期限	見の定めのないもの	65,672	107	_	_		54,295	81	_	_	
L	残存	<b>芹期間別残高計</b>	939,987	90,053	242,800	_		964,471	90,377	250,399	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャー に該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
  - 3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しています。
  - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
  - 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

# (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

# a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

			22年度			23年度					
	期首 期中 期中減少額		期末	期首	期中	期中減少額		期末			
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高	
一般貸倒引当金	302	321		302	321	321	322	_	321	322	
個別貸倒引当金	399	370	0	399	370	370	358		370	358	

# b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

		22年度								23	年度		
			個	別貸倒引当	淦		×<	個別貸倒引当金					#WA
		期首	期中	期中派	載少額	期末	貸出金 償却	期首	期中	期中派	載少額	期末	貸出金 償却
		残高	増加額	目的使用	その他	残高		残高	増加額	目的使用	その他	残高	
	農業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	林業	_		_		-		_	_	_	1		_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
	鉱業	_	-		_	-	1	_	_	_	1		_
法	建設 · 不動産業	75	62	0	75	62	-	62	61	_	62	61	_
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業			_		_		_	_	_			_
人	運輸· 通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融· 保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	204	200	_	204	200		200	196	_	200	196	_
	上記以外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	個 人	119	107	_	119	107	_	107	100	_	107	100	_
業	種別計	399	370	0	399	370	_	370	358	_	370	358	_

闰1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

<sup>2.</sup> 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

# (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

			22 年度		23 年度				
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計		
	0%	_	165,707	165,707	_	172,492	172,492		
信用	10%	_	1,688	1,688		1,672	1,672		
ーリ	20%	11,123	619,277	630,401	12,640	631,158	643,798		
スク削減効果勘案後残高	35% -		201	201	_	174	174		
減効	50% 39,777		91	39,869	38,657	86	38,743		
果勘	75%	_	58	58	_	58	58		
案後	100%	10,852	91,049	101,902	14,696	92,466	107,163		
残高	150%	_	137	137	87	255	343		
	その他	_	22	22	_	25	25		
	自己資本控除	_	_	_	_	_	_		
	合 計	61,753	878,234	939,987	66,081	898,389	964,471		

<sup>(</sup>注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

<sup>2.</sup> 自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責に係る控除額があります。

#### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取 引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取 引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA一またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

		22 年度			23 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け		_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け		_	_	_	_	_
地方三公社向け	480	2,380	_	_	1,050	_
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	_	_	_	_	_	_
法人等向け	7	1,992	_	7	1,500	_
中小企業等向け及び個人向け		5	_	_	3	_
抵当権付住宅ローン	_	6	_	_	5	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	_	_	_	_	_
証 券 化	_	_	_	_	_	_
上記以外	_	_	_	_	1	_
合 計	487	4,384	_	7	2,561	_

- (注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
  - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・ 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
  - 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の 概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から 受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反 対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引で、当 会では該当する取引は行っていません。

## (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	22 年度	23 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位:百万円)

		信用リスク削		担保		信用リスク削
22 年度	グロス再構築 コストの額	減効果勘案前の与信相当額	現金・ 自会貯金		その他	減効果勘案後の与信相当額
(1) 外国為替関連取引	8	11	_	_	_	11
(2) 金利関連取引	13	14	_	_	_	14
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	1	1	_	_	_	1
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	13	15	_	_	_	15
(7) クレジット・デリバティブ	13	11	_	_	_	11
派生商品合計	50	52	_	_	_	52
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_
ー括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_	_	_	_	_
合 計	50	52	_	_	_	52

(単位:百万円)

	グロフ市供領	信用リスク削		担保		信用リスク削
23 年度	グロス再構築 コストの額	減効果勘案前 の与信相当額	現金・ 自会貯金	債 券	その他	減効果勘案後 の与信相当額
(1) 外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2) 金利関連取引	111	112	_	_	_	112
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	1	2	_	_	_	2
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	64	73	_	_	_	73
(7) クレジット・デリバティブ	14	15	_	_	_	15
派生商品合計	191	204	_	_	_	204
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_
ー括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_	_	_	_	_
合 計	191	204	_	_	_	204

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
  - 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
  - 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

# (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本 クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

#### 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会については、投資家として証券化エクスポージャーおよび再証券化エクスポージャーを取得しています。これらのエクスポージャーは信用リスクのほか流動性リスクも内包していますが、定期的に分析を行う等、適切に管理を行っています。

#### ●体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得については「運用限度額基準」にて、取得限度額および取得にかかる商品性の制限を定めております。また、「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、一定の条件に抵触した銘柄については、評価等の状況および対処方針を月次のALM委員会に報告することとしています。

- ●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 該当する取引はありません。
- ●信用リスク・アセットの額算出方法の名称 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を 採用しています。
- ●当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引 該当する取引はありません。
- 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等 該当する取引はありません。
- ●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」 に基づき会計処理を行っています。 ●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付 機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととして います。

# 適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ (S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

## ●内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

- (1) 当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。
- (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
- a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		22:	22 年度		年度
		証券化エクス ポージャー	再証券化エク スポージャー	証券化エクス ポージャー	再証券化エク スポージャー
	クレジットカード与信	_	_	_	_
	住宅ローン	-	1	_	-
オンバランス	自動車ローン	_	_	_	_
	そ の 他	92	-	64	20
	合 計	92	_	64	20
	クレジットカード与信	_	-	_	_
	住宅ローン	_	_	_	-
オフバランス	自動車ローン		-	_	-
	そ の 他	9	_	7	1
	合 計	9	_	7	

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
- b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

22年度

(単位:百万円)

	証券化工	エクスポージャー			再証券化	ニエクスポージャー	- ( <u>+    </u>
	リスク・ ウェイト区分	残高	所要自己 資本額		リスク・ ウェイト区分	残高	所要自己 資本額
	リスク・ウェイト20%	_	-		リスク・ウェイト40%	_	
	リスク・ウェイト50%	_	l		リスク・ウェイト100%	_	_
	リスク・ウェイト100%	27	1		リスク・ウェイト225%		_
オンバランス	リスク・ウェイト350%	18	2	オンバランス	リスク・ウェイト650%		_
	その他のリスク・ウェイト	I			その他のリスク・ウェイト		_
	自己資本控除	45	45		自己資本控除		
	合 計	92	49		合 計	_	
	リスク・ウェイト20%	_	I		リスク・ウェイト40%		_
	リスク・ウェイト50%	-	I		リスク・ウェイト100%		
	リスク・ウェイト100%	9	0		リスク・ウェイト225%	_	_
オフバランス	リスク・ウェイト350%	_		オフバランス	リスク・ウェイト650%	_	
	その他のリスク・ウェイト	ı	I		その他のリスク・ウェイト		
	自己資本控除				自己資本控除	_	
	合 計	9	0		合 計	_	_

23年度 (単位:百万円)

	証券化:	エクスポージャー			再証券化	ニエクスポージャー	_
	リスク・ ウェイト区分	残高	所要自己 資本額		リスク・ ウェイト区分	残 高	所要自己 資本額
	リスク・ウェイト20%	-	I		リスク・ウェイト40%	_	_
	リスク・ウェイト50%	-	ı		リスク・ウェイト100%	_	
	リスク・ウェイト100%	17	0		リスク・ウェイト225%	_	_
オンバランス	リスク・ウェイト350%	34	4	オンバランス	リスク・ウェイト650%	0	0
	その他のリスク・ウェイト	_	-		その他のリスク・ウェイト	_	_
	自己資本控除	12	12		自己資本控除	20	20
	合 計	64	18		合 計	20	20
	リスク・ウェイト20%	_	I		リスク・ウェイト40%	_	
	リスク・ウェイト50%	_	l		リスク・ウェイト100%	_	_
1	リスク・ウェイト100%	7	0		リスク・ウェイト225%	_	_
オフバランス	リスク・ウェイト350%	_	-	オフバランス	リスク・ウェイト650%	_	_
	その他のリスク・ウェイト	_			その他のリスク・ウェイト	_	_
	自己資本控除	-	I		自己資本控除	_	_
	合 計	7	0		合 計	_	

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
  - 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第 7 項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
  - 3. 自己資本控除には、ファンドのうち裏付資産が把握できない金額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額 (単位: 百万円)

	22 年度	23 年度
クレジットカード与信	_	_
住宅ローン	_	_
自動車ローン	_	_
そ の 他	45	32
合 計	45	32

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能をもつ I/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。
  - なお、「信用補完機能を持つ  $I \neq 0$  ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
  - 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。
- d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 該当する取引はありません。
- e. 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額該当する取引はありません。

#### 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

#### ●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(事務リスク)」において管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故(システム障害を含む)、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

#### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の 信託運用見合費用を加算して算出します。

### 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

#### ●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、「資産の償却・引当要領」、「有価証券減損処理基準」に基づいて資産査定を行い、適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク)」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

#### (1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

22 年度 23 年度 貸借対照表計上額 貸借対照表計上額 時価評価額 時価評価額 場 3,297 3,231 3,231 3,297 44,016 非 上 場 44,054 44,054 44,016 47,248 計 47,351 47,351 47,248

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

(単位:百万円)

		22 年度			23 年度			
		売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
上	場	1	_	172	0	477	_	
非	上 場	_	_	_	_	_	_	
合	計	1	_	172	0	477	_	

# (3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

		22:	年度	23 年度		
		評価益	評価損	評価益	評価損	
上	場	204	796	225	491	
非	上 場	_	_	_	_	
合	計	204	796	225	491	

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

				22:	年度	23 年度		
				評価益	評価損	評価益	評価損	
Г	上		場	_	_	_	_	
	非	上	場	_	_	_	_	
	合		計	_	_	_	_	

#### 8. 金利リスクに関する事項

#### ●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、 金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一 定割合行っています。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントは 必要不可欠となっています。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の 決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM 委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管して います。

#### ●金利リスクの算定方法の概要

当会では、有価証券等の市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法による VaR(信頼区間99.0%、保有期間1年)により算出し、各リスクファクター間の相関を考慮した市場統合 VaRの計測を行っています。

併せて、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動(1%タイル値、99%タイル値)による金利リスク(アウトライヤー基準に基づく金利リスク)を計測しています。

●内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

#### 【VaR計測によるリスク量】

(単位:百万円)

	22 年度	23 年度
市場統合VaR	9,118	6,419

#### 【アウトライヤー基準に基づく金利リスク】

	22 年度	23 年度
アウトライヤー基準に基づく金利リスク	△ 10,559	△ 1,933